

## 第四章 井上外相條約改正經過

### 第一節 明治十五年條約改正豫議會開催前の經過

**處理沿革** 井上外相時代に於ける條約改正は、明治十二年（一八七九年）九月十日參議兼工部卿井上馨が三條太政大臣の下に參議兼外務卿に就任してより、明治十五年の條約改正豫備會議及同十九年から二十年に亙る條約改正會議を経て、其の事業正に完成といふ所まで至つて、偶々閣内意見の不一致及閣外に於ける強硬反對の爲め、關係列國との間に折角協定を見た通商航海及裁判管轄に關する兩條約案の審議に對し、無期延期を通告し、其の責めを負ひ同年九月十七日外相の辭職に至つた迄、約八ヶ年間に渉る交渉經過を包含するものである。

蓋し井上外務卿の條約改正方針は寺島前外務卿が稅權回復に主力を置いたのに對し、法權稅權共其の一部宛回復するを以て主眼とした。然るに明治十五年改正豫備會議開催の結果、法權の回復は容易に其の目的を達し難いことを察知した。爲めに井上外相は改正交渉上の一轉回を計る目的を以て第二段の案として、明治十五年四月五日の會議に於て、外國人にして本邦法權に服従する以上其の居住企業の爲め全國を開放すべき覺悟あるを宣言し、具體的提案をなすところあつた。尤も右井上外務卿の内地開放案に對し當時外國側は豫備會議に於ける審議の訓令外事項であるとして何等論議に入らなかつた。されば後の本會議即ち明治十九年五月一日より開催の條約改正會議に於ては、井上外相は再び當初の方針に立ち返り、協定關稅の引上げと法權の一部回復を主とする案を提出したのである。

然るに右引上げを行つた協定關稅を一定期間實施した後關稅自主權を回復しようとする日本案に對し、外國側では

右關稅自主權施行に付内地開放を交換條件とするの案を提出し之を固守した。結局同會議中の明治十九年六月十五日に英獨委員から前記明治十五年豫備會議中井上外相が提案した内地開放案に基いて、外國政府の承認を條件とする主要法の編纂と、外國判事の本邦主要裁判所に於ける任用との基礎の下に、治外法權廢棄を規定したところの裁判管轄條約案を提出した。井上外務大臣に於ては前記趣旨による内地開放案は既に明治十五年豫備會議以來廟議決定を得て居た次第であるから容易く之に同意したのであるが、其後同案の詳細な内容が全貌を現はすに至つて閣の内外に強硬な反對起り、終に井上外相は明治二十年七月十八日右條約改正會議の延期を宣言し、追て同二十九日會議の無期延期を通牒し、更に同九月十七日辭職するに至つたのである。

而して本邦が歐米列國との間に締結せる所謂安政諸條約は、其の治外法權及關稅自主權の束縛を片務的に外國政府に附與して居る點に於て、何れも略其の内容を同じうして居り、又是等諸條約は一般文明諸國間の條約と異り所謂廢棄條項なるものが無く、單に明治五年（一八七二年）七月一日以後雙方に於て實驗上必要と認めた修正を許すこととなつて居て、（例へば安政五年日本國米利堅合衆國修好通商條約第十三條）而も是等諸條約中に規定する最惠國條款は一般文明諸國間の修好通商航海條約の例と異り、其の適用の範圍を通商航海工業に限定して居ないから、（例へば安政五年日本國大不列顛國修好通商條約第二十三條）一國とのみ新たに條約改正を行ひ、例へば開港の増加又は内地に於ける居住營業權の附與を對償として關稅の引上げ、治外法權の撤廢を行ふ場合に於ては、他の諸條約國は坐して舊條約による治外法權低關稅の據置等の特權を保持しつつ、右新條約國の得た開港、内地居住等の利益に均霑することを主張するを常とした。勢ひ條約を改正するとなると日本政府は同時に安政諸條約國全部を相手として交渉せねばならぬ羽目に陥つたことは、既に岩倉大使の歐米派遣及寺島外相時代に於ける條約改正經過により明白となつたのである。之が爲め井上外相時代の條約改正交渉は凡て一様に之等特權的條件を處理する爲め所謂合同談判の形式を採ること

となつたのである。

外人顧問の招聘世界公法學者探問 條約改正の事業は日本政府に取つて維新以來の重大案件であり、井上外務卿も畢生の事業として乗り懸つた事であるから、政府に於ても外務省にあつても之が達成には萬端の準備を怠らなかつた。先づ第一着手として多數有能の外人を招聘して其の盡力に俟つところ多かつた。即ち内閣外務省及司法省に於てボアソナード Boissonade (佛) ロスネル Roesler (獨) 兩ルネン Karl und Otto Rudorff (獨) ユーゲン Beadon (英) バテルノストロー Paternostroe (伊) キッセ Mcsse (獨) カークウッド Kirkwood (英) ベルマン Berchman (獨) デニソン Denison (米) 等を聘用し法典の編纂、條約文の起草等の事務に當らしめた。又在外公館にも夫々外人囑託を雇入れ(例へは在英大使館にはレーン Stuart Lane、在獨大使館にはシーボルト博士 Baron von Siebold、在佛大使館にはモーシヤル Frederick Marshal、在米大使館にはステイヴンス Steavens、是等外人囑託は當該國外務大臣以下有力官民關係者に屢々面會し條約改正に關する情報蒐集に當る外時々自ら本邦提案の説明を試み又其意見を直接外務卿等へも進言し條約改正事務の進捗上裨益するところ尠少でなかつた。(右の中シーボルトは後井上外務卿の希望により日本に來朝し、明治十五年の豫議會及明治十九年の條約改正會議に井上外務卿を助け、ステイヴンスも亦明治十九年條約改正會議以後外務本省に於て條約改正事務を援助するところあつた。)

更に日本政府は本邦の條約改正に關し世界公法學者の注意を喚起するを有利なりとした。之れが爲め明治十三年八月中に在英森公使は嘗て我工部省に奉職し、又後埃及國混合裁判所取調委員となつたことのある英國人ダヴィッドソン Davidson に本邦條約改正に關する意見書を徴し之を外務本省に送付し、又同人及當時在歐留學中であつた入江(穂積)陳重をして明治十三年八月端西ベルン開催の國際法學會に於て本邦の條約改正に付演說せしめたことがあつた。又森公使は明治十四年十月彙に同八月ケルンの國際法學會に於て日本の條約改正に關し演說を試みた英國國際法學者

トラヴァース・トウキス Sir Travess Twiss Q. C. 博士に安政條約の解釋殊に明治二年締結日頃條約第二十一條に關する意義を研究せしめたが、同博士は「如何なる條約と雖も永久的に存続すべきものなることを主張し得ざるも日本が條約廢棄を主張するが爲めには其の前提として先づ泰西諸國に於けるが如く國內を開き又法制及裁判組織を完備するの必要あり」とし、又前記ダヴィッドソンは「日本に於ける治外法權撤廢後外國人に對する裁判權運用の爲めには埃及混合裁判所制度を參考とし日本政府の官吏として外國人を日本裁判所に使用するの捷徑なること」を述べた。

蓋し同國際法學會に於ては既に明治八年(一八七五年)の會議に於てダビット・タットレー・フキールド氏より「非耶蘇國民と雖も耶蘇教國民と等しく國際法上の權利義務を有すること但し非耶蘇教國に於て歐洲の制に倣つて司法制度を實行するまでは混合裁判を設け特別裁判手續を施行すべし」との提案をなし、學會に於ては右提案審議の爲め各治外法權地域毎に報告委員を任命するに至り、前記トウキス博士は日本關係報告委員を任命せられた等の経緯あるに付、前記ダヴィッドソン及トウキス博士の意見の如きも右學會に現はれた意見に影響せられたものと思はれる。

(條約改正關係日本外交文書追録參照)

交渉開始 扱井上外務卿は就任と共に米英佛獨墺蘭魯に本任公使を任命して在外要員を充實し一方本省に於ける諸般の準備を進めたのである。先づ明治十二年(一八七九年)九月十九日閣議決定の趣旨に基き改正條約案の立案に取り掛り、外務省をして通商航海條約案、修好條約案及修好條約附屬法權に關する覺書草案並に右兩條約案及附屬覺書案に對する説明書を完備せしめ、又前者に關しては之に附屬すべき擬定輸入税目(關稅定率法案)、輸入稅率草案(從量稅率換算從價基礎割合案)、噸稅規則及橫濱港則を大藏省をして編成起草せしめ、後者に關しては司法省をして刑法治罪法を起草せしめ、明治十三年五月二十二日付を以て一括之を在歐米各國本邦公使に送付し、又同年六月七日太政大臣の審議決裁を経て七月六日東京駐在關係列國公使に對し修好條約及附錄覺書案並に通商條約及附屬稅目に條約改

正趣意書（以上第二次草案）を添付の上交付し、本國政府に轉送方を依頼すると共に之を基礎とし東京に於て條約締結交渉をなす爲め全權委員を派遣することを併せて依頼したのである。然るに右井上外相當初の條約改正案は在東京和蘭公使の不注意により同年七月十六、十七兩日のジャパン・ヘラルド紙上に大略公表せられた。爲に右條約改正案を目し法權・稅權の回復とも不徹底であるとする輿論を捲き起し、且つ在留外國人の間にも相當強硬な反對さへ惹起した。當局者として全責任を負うて居る井上外務卿は草案漏洩に激怒して右和蘭公使の本國への召喚を請求する如き事件もあつて慌しい開幕であつた。

遮莫我が公文に接しても關係列國殊に最も利害關係ある英國政府は容易に右開談に應ずる模様がなかつた。又在本邦外國諸公使の間に於ても、本邦側より何等の對價を出さずに稅權法權の一部を回復しようとするの案に對しては、到底同意出来ない意向を示すもの多かつた。因て井上外務卿は岩倉大使歐米特派以來の經緯に鑑み、本邦にして泰西諸國の夫れに倣ひ治外法權撤廢を主張する以上、其の當然の歸結として本邦に於ても泰西諸國の夫れに於けると等しく、全内國を外國人の居住通商企業の爲めに開放することを承諾せねばならないことを決意し、明治十三年四月一日付在佛鯨島（尚信）公使の建言及「内地雜居の本邦經濟上恐るるに足らず」とする同年八月二十五日付デニソン意見書等をも參酌した上、「本邦に於ける治外法權を撤廢し進んで我法權に服従する外國人に對しては本邦政府に於て無制限に内地を開放すべき方針を決定したき旨」既に明治十三年十月二十一日付を以て三條太政大臣に上申し其の裁可決定を得た。尤も右内地開放案は最後の切札として殘されたものの如く、其の後明治十五年四月五日豫議會席上に於て井上外務卿が内地開放を宣言する迄外國との表面の交渉に現はれることはなかつた。

對英内談 之より先英國に對しては井上外務卿は森特命全權公使の英國赴任に際し、改正條約草案（ビートン起草第一次草案、明治十三年五月二十二日付送付草案と殆ど同案）を托し且つ明治十二年十一月十九日付三條太政大臣の裁

可を得た條約改正に關する一般訓令を與へた。右訓令中には井上條約改正案と前任寺島條約改正案との異同の要領を説明して居る。即ち井上條約改正（第一次）の要點は。

- (一) 現行の海關稅則を改正すること。
  - (二) 是迄の各開港場に行はれ來つた不當の習慣を改正すること。
  - (三) 我政府より特に布告する或規則を我國にある外國人民に遵守せしめる端緒を開くこと。
- の三件にありとし右の中(一)、に付ては寺島案に於ては完全なる關稅自主權を回復するにあつたに引き代へ、之は依然關稅協定を許すの方針を採り、只其の協定稅率は慶應二年改稅約書が從價五分を基礎とせるに對して之を平均一割二分餘又最高三割を出でないものとし、尙出來得べくば一ケ年の輸入額拾萬圓以上に上る重要輸入品三十品目（輸入總額の八割に相當す）に限り協定稅率を定め他の雜品は普通稅目として國定稅率表に掲げることと爲したい、更に(二)及(三)に付ては寺島案に於ては外國の承認を必要とすべき各種行政規則を列記せるに對し、之は總括的に其制裁が禁獄三ケ月、罰金五百圓以下なる限りの各種本邦行政規則を外國人をして遵守せしむるの方法を議定したいと云ふに在つた。

尙右第三項の法權回復について又三策を授けて居る、即ち

第一策として我行政上の條令規則及地方諸規則に係る警察、水先、新聞、港則、貿易規則、檢疫規則其の他衛生、道路修繕、鐵道、銃獵、營業稅等の規則に對する外國人の犯罪にして三ケ月の入牢、五百圓迄の罰金に當る處罰は本邦裁判所の審判に附屬せしめたく、尤も交渉の模様によりては處罰審判の程度を假令貳拾圓、又は拾圓の罰金、十日の入牢程度に止めても差支なきこと。

第二策としては、更に右本邦の法權回收の限度を制限しても差支なく又右適用を條約締結二ケ年後に實施するも差

支なきこと。

第三策としては、止むを得ない場合には上記本邦法律諸規則を外國公使領事に於て其儘之を承認し外國裁判所に於て之を適用するに止めることの約束を外國政府より取付けることとするも差支ないとし之を以て英政府の意嚮を打診せしめた。

既にして明治十三年七月六日付公文交付後英國政府に對し在英森（有禮）公使より「獨立國家の主權回復」を基礎として強硬の交渉をなし、又井上外務卿より在本邦英國代理公使に對し「日本は同代理公使に手交したる國定關稅定率を其の儘實施せんとするの意向なく列國との國別談判により之を輕減協定したるものを統整の上實施するの意向」なる旨を懇に説明したが、英政府に於ては何等之に耳を藉さなければなりなく、却て「日本政府の提案は新條約を締結せんと云ふに在りて安政五年日英條約第二十二條に於て一八七二年（明治五年）七月一日以後單に條約に必要な修正を許すと爲せる規定に逸脱するものなるに付之を交渉の基礎となすを得ず、此の際日本に許し得べきことは財政收入増加の必要殊に幣制強化の目的に使用せしむる爲め慶應二年（一八六六年）六月二十五日調印の江戸改稅約書附屬の協定稅目を適當程度迄引上げせしむるに在るのみなり」といふ如き意味を以て日本政府へ回答することに付關係列國間の意見を纏める爲め、明治十四年（一八八一年）二月中關係列國政府に對し回章を送付するところあつた。

之に對し井上外務卿は在英森（有禮）公使に對し、更に明治十四年四月一日付機密信を以て條約改正交渉の根本に關する訓令を發し、安政條約及江戸改稅約書の規定が不完全不都合なる點を沿革的に説明した。其要旨は

安政條約によれば英國人が日本臣民又は他の外國人に對して罪を犯したとき、竝に民事訴訟に付英國臣民が被告となる場合には領事裁判に附すべき規定あるも、英國臣民が日本の諸行政規則（警察、港則、檢疫、衛生、狩獵、交通、鐵道、出版、新聞紙條例、取引所等に關する）に違反した場合には之を罰する何等の規定がない。又英國樞密院令

（China and Japan Order in Council）により之を罰せしめんとする場合にも、先づ在本邦英國公使をして是等日本政府又は地方行政廳の公布した諸行政規則を承認せしめねばならず、而も實際上英國公使等は容易に之を承認しない。之が爲め外國との間に紛議を生ずること、曩に明治十一年八月九日阿片賣買製造規則を太政官布告第二十一號を以て布告したに拘らず在東京英國公使の抗議があつて之を實施することが出來ず、止むなく明治十二年五月一日日本人に對してのみ實施するに至つた如きことがある。加之英國以外の他の列國に於ては右樞密院令等の特別法規さへもないから、如上日本の諸行政規則は是等諸外國人に對しては全然適用の餘地なき場合多く、假に適用し得るとしても關係國全部の同意を要するを以て遷延終に施行不能に陥るを常とする。日本政府は此の如き不始末な現狀を放任して置く譯には行かぬ。又右は日本と各國との通商交通を増進するの所以でない。依て來るべき條約改正商議に於ては英國政府の主唱する通商關稅問題の外、本邦より提議の修好條約案所載事項をも論議せねばならぬことを説明せしめるにあつた。

更に稅率協定問題に付ては江戸改稅約書調印の沿革を説明し、日本は慶應二年江戸改稅約書に於て安政五ヶ國條約の規定する稅目以上に讓歩し全般的に五分協定を同意したのは、安政條約による兵庫等開港期限の延期及下ノ關砲擊に基く賠償金の減額を對償としたものであるが、其の後兵庫等の開港は文久二年（一八六二年）六月六日調印の倫敦覺書約束の通り慶應四年一月一日（一八六八年）より實行し、又下ノ關償金は明治新政府に於て右慶應二年改稅約書締結の際に於ける内約にも拘らず全額を償却した等の事情あるに付、江戸改稅約書を其儘放任し置くは不都合である。且つ日本は右江戸改稅約書實施の爲め過去十二ヶ年半の間に二千七百五十九萬圓の關稅收入を損して居る勘定であり、而も今回の本邦提案は右安政條約の原協定稅目と大差ないものであることを併せて説明した。

對獨内談 右森公使の英政府に對する内交渉は最初より膠着の狀態で英國政府は容易に日本政府の主張を容れさうも

ない形勢であるのを見て、一方井上外務卿は先づ獨逸政府を動かして英國政府の主張を緩和せしめようとの方針の下に在獨青木（周藏）公使に種々訓令した。同公使は公使館囑託シーボルトと共に種々努力するところあり、之が爲め青木公使は明治十四年一月二十五日付を以て條約改正に關する長文の覺書を獨逸政府に提出する外、獨逸皇后陛下の弟に當るザクセン公の紹介によりビスマルク公に近づき勸説するところあつた。更に井上外務卿は獨逸國政府をして本邦條約改正の趣旨を充分に了解せしめ、前記同年二月發送の英國政府同章に其の儘同意するが如きことのない様にする爲め、同年三月十五日を以て先づ青木公使に對し、前述同年四月一日付在英森公使に對する訓令と略同様本邦提案の趣旨を説明した詳細な訓令書を送付し、同時に在佛國其の他帝國使臣に對しても同様右英國の同章に其の儘同意しない様に任國政府を動かす様訓令するところあつた。

**東京豫議會開催に至る迄** 上述の如く英國政府が發したる同章内容に對し、日本は會議事項を通商關稅に關する事項に限定せられるを悦ばず、議漸く逕逕容易に決定しなかつた際、和蘭政府は舊幕時代に於ける日本との特別關係を思ひ、海牙に於て之が爲め關係列國間に豫備會議を開催しようとの意向を傳へた。又在英獨佛の森・青木・蛟島公使等は、「歐洲に於て條約改正會議を開き、井上外務卿自らか或は之れに代はるべき有力大臣本邦代表として會議地に出張する場合には、東京に於ける會議の場合の如く東洋特殊事情に制せられて在京各國公使が兎角現狀維持の傾向に陥ることを阻止し得べく、各列國政府も亦一々東京と本國との間の照覆に長時日を空費することを助かるべきに付、條約改正上日本に有利なる結果を呈し右交渉も速かに纏まる所以である」ことを建言するところあつたが、井上外務卿は前任寺島外務卿と同様當初より東京談判説を固守して動かなかつた。

其間獨逸政府は東京會議説を以て斡旋し英國政府も之に應じたるものの如く、明治十四年七月二十三日付英國外相グランヅェル卿より在英森公使宛回答に於て、英國政府は東京に於て通商關稅に付てのみ安政條約の規定に對し實驗

上必要な修正を加へる爲めの豫備的會議を開催することに同意する旨を通し來つた。其の後同年九月五日付同外相より在東京ケネディ英國代理公使宛訓令中には「東京に開催せらるべき豫議會に於ては地方行政及警察規則に論及すべきことに付英國政府に於て異議なき」を附言するに至り、又右代理公使宛訓令書寫は十月四日付公文を以て在英森公使にも送付し來つた。而して在東京英國代理公使は右九月五日付本國政府よりの訓令に基き、十月二十五日付井上外務卿宛公文を以て「東京に於て豫議會開催方關係列國一同承諾の旨、并に右豫議會に於ては本邦政府提出の二條約案を商議の基礎とすることは肯諾出來ないが、安政條約實施の經驗に鑑み本邦に於ける地方行政及警察規則を外國人へ推及するの件并に通商條約草案所載の件々を議することに付異議なき」旨通告し來つた<sup>10</sup>。

右に對し井上外務卿は十二月十七日付回翰を以て之れを快諾し、同時に「外國貿易の爲め我内地を開くの時期は治外法權制度を全廢するの期と相關聯すべきものであること、並に今回共同豫議會開催に我政府が同意せることを以て、今後列國が共同行爲を採ることに付我政府が同意したものと看做してはならぬこと」等に言及するところあつた。尙本豫備會議開談に關し井上外務卿は嚮に十月二十日付を以て廟議を請ひ、明治十五年一月十一日付を以て其の承諾を得た。

右豫議會なるものは其の名の示すが如く單に條約改正交渉の基礎要項を關係列國間に取定めるに止まるものとなし、曩に明治十三年七月六日日本政府より提出の修好條約及通商條約案は之れが會議の議題とすることを拒絶した。即ち是等條約案は現行の安政諸條約を廢止し之に代はる新條約の締結を求めるもので前記安政五年の日米修好通商條約第十三條の範圍を超へるものであるが故に會議の基礎とすることに同意出來ないとした。依て關係列國に於ては明治二年九月十四日調印日本國境地利洪喝利國修好通商條約が最近の締結に係り安政諸條約の規定を包含し最も代表的のものと思はれるから之を會議の基礎とし、同條約第二十一條の下に條約實施後の實驗上に徴し、緊要な改正は何で

あるかといふ議題に付審議を爲ることに協議一定し、在東京英獨佛其の他關係國代表者より夫々明治十四年十二月七日（一八八一年）以降井上外務卿宛公文を以て右條約改正豫議會（The Conjoint Preliminary Negotiation）に對し日本政府が委員を派遣する様に提議し來つたのである。井上外務卿は同十二月二十八日迄に公文を以て夫々之に快諾を與へた。

其の後暫らく英國公使パークス氏の着任を俟ち、愈々翌十五年一月二十五日を以て右條約改正豫議會第一回會議の開催を見るに至り、同會議の席上全會一致を以て井上外務卿を以て其の議長と選任した。

されば右明治十五年條約改正豫議會の形式は條約改正の爲め日本政府が召集した關係列國間の會議ではなく、却て關係列國が安政諸條約に對し過去の實驗に照らし必要な改正如何を審議する爲め東京にて關係列國代表者間の豫備會議を開催することとなり、右豫備會議に日本代表の参加をも求めたものである。尤も事實問題としては該豫議會は安政諸條約改正の爲め前記明治十三年七月六日付日本政府の要請により開催せられたもので、其の會議事項は明治二年締結の日壤條約を基礎とすることに決定したが、井上外務卿としては右明治十三年七月六日日本政府提出の條約改正案の貫徹を腹中に置き議を進めたものである。

註1 條約改正關係大日本外交文書第二卷一文書以下

2345678910 夫々同右一八、二七四、三五、九四、一二、六四、三四五、四九、五四附屬文書

## 第二節 井上條約改正豫議會の經過

**外務卿上申** 前述の如く條約改正豫備會議開催は各國との内交渉により一應繼まるべきこと、明治十四年十月四日付英國外務大臣グランヰル卿より森公使宛公信を以て判然するに至つたから、井上外務卿は一方在本邦英國代表者等

と右豫議會開催に關する準備を整へると共に、他方同年十月二十日付三條太政大臣宛上申を以て從來に於ける條約改正交渉顛末の報告を兼ね右豫議會開催に關し廟議の決定及結約に關する全權委任狀の下付を請うた。右上申中には「英國政府に於ては我よりの提案を開談の基礎とすることを拒絶し、安政五年の日英條約第二十二條の趣旨を實驗上必要な修正をなさんとするに止まるも、海關稅目に付ては精々當方の企望する所に適合する様考量せんとするものの如く、之に反し獨逸政府は行政權に關しても幾分我請求に應ぜんと意向あり、依て結局今次の改正に於ては右協定關稅引上げの外、法權に付ては當方に於て姑く一步を譲り行政規則限界以内と雖も我法律に照し彼の領事裁判所に於て處罰する方法を以て結約する方捷徑なりと思考する」旨を述べたが、（註第一節森公使宛訓令第三策參照）右上申に關し十月二十日御前會議あり、明治十五年一月十一日付を以て廟議の承認を得るに至つた<sup>2</sup>。

**豫議會經過** 條約改正豫議會は愈々明治十五年一月二十五日より東京外務省に於て井上外務卿議長の下に開催、佛獨墺露の諸公使及英伊蘭西の代理公使之に参加し、後英國公使は第二回會議（二月一日）より、白耳義公使代理は第三回會議（二月二日）より、又米國公使は第八回會議（三月二十三日）より出席するに至つた。（註日米間ニハ既ニ寺島外務卿時代ニ新條約締結サレテ居ルカラ米公使ハ最初此會議ニ加ツテ居ナカッタ）而して會議の正式議題としては既述の如く明治二年十月十八日調印の日壤修好通商航海條約を基礎とし、之に實驗上よりして必要とする修正事項を各國委員間に議定し、其の纏つたものに付之を基礎として日本に於て關係列國との間に別々に改正條約を調印するにあつた。而して二月二日開催第三回會議に於て議題を取り纏めて左記十三部に分割することを議決し、第四回會議以後に於ては議題第一以下の審議に移ることとした。

### 第一 領事特權

### 第二 民事裁判權